

報道関係者 各位

令和4年9月29日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課
賃金課長 高橋 智
主任地方賃金指導官 服部 一夫
電話番号 052(972)0258

愛知労働局長訪問による最低賃金額及び中小企業・ 小規模事業者支援事業等に係る協力要請

本年度の愛知県最低賃金については、愛知地方最低賃金審議会において、令和4年8月2日付け中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参酌して審議が行われ、本年10月1日より、31円引き上げの時間額986円に改正されることとなりました。

このため、愛知労働局(局長 しろたまさひこ 代田雅彦)では、必要な環境整備等に向けて、下記のとおり協力要請を行うことといたしました。

記

1 訪問日時：令和4年9月30日(金) 午前11時～

2 場所：愛知県中小企業団体中央会 中央会役員室
(名古屋市中村区名駅四丁目4番38号愛知県産業労働センター16階)

3 要請内容

- ①要請文書・最低賃金周知用ポスターを労働局長より会長に手交し、周知等の協力を依頼
- ②業務改善助成金の拡充、雇用調整助成金の特例措置等及び働き方改革推進支援センターについて周知等の協力を依頼

【愛知労働局長訪問による最低賃金額及び中小企業・
小規模事業者支援事業等に係る協力要請取材要領】

1 日時及び集合場所

- (1) 日時 令和4年9月30日(金) 午前10時45分(※集合時間)
- (2) 集合場所：名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター
(ウイंकあいち) 16階 エレベータ前
 - ◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分
 - ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを經由 徒歩8分(別添周辺図をご参照下さい。)

2 取材場所

愛知県中小企業団体中央会 中央会役員室(以下「取材場所」といいます。)
(愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)16階)

3 取材開始時刻

午前11時00分より、取材場所にて協力要請を行います。

4 写真撮影、ビデオ撮影及び録音等について

要請文書の手交時及びポスター手交時は撮影録音可能とし、担当職員が撮影可能・撮影終了の御案内をいたします。また、取材場所での周知協力要請時においても、事務室内では通常の業務が行われていますので、業務に支障が生じないように、取材場所以外での取材・撮影は御遠慮下さい。

なお、取材場所及びそこに至る通路以外には立ち入らないで下さい。携帯電話等の機器については、音が出ない設定をお願いします。

5 取材希望連絡について

取材を希望される場合は、お手数ですが別紙に記入の上、9月29日(木)17:15までに、愛知労働局労働基準部賃金課(FAX:052-951-4193)へ連絡願います。

- 6 このほか、ご不明な点がございましたら次の下記担当者までお問い合わせください。
(担当：労働基準部賃金課 高橋、服部 電話番号：052-972-0258)

愛知労働局 労働基準部 賃金課 あて

F A X 0 5 2 - 9 5 1 - 4 1 9 3

9月30日（金）午前11時～

「愛知労働局長訪問による最低賃金額及び中小企業・小規模事業者支援事業等に係る協力要請」に係る取材申込書

① 報道機関名 _____

② 取材者数 _____人

③ 連絡先

所属部署 _____

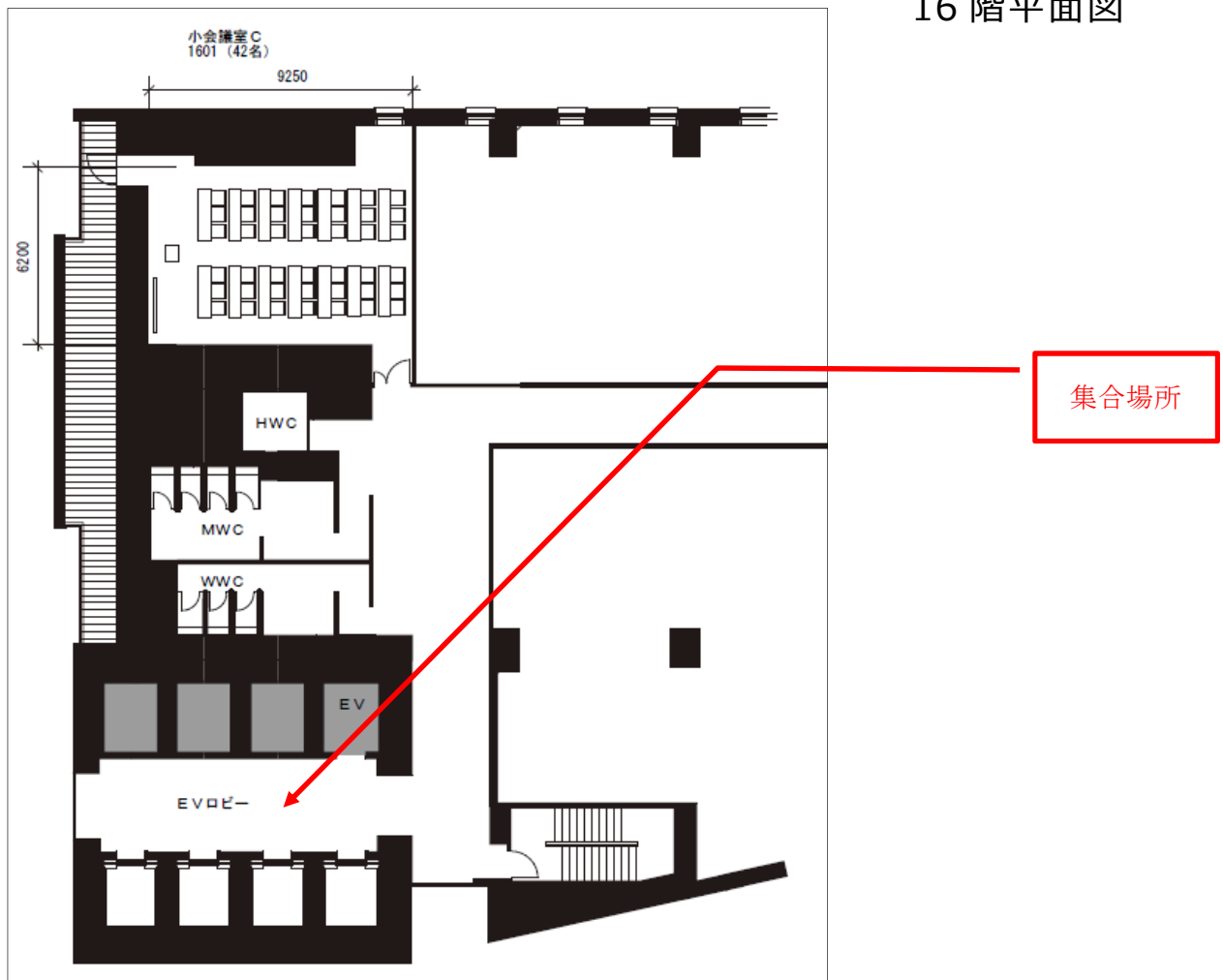
取材者氏名 _____

電話番号 _____

別添 周辺図



16階平面図



知っていますか？

自分の最低賃金

愛知県 最低賃金

986円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP** 



会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ
愛知労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給 (円)}}{\text{1日の平均所定労働時間 (時間)}} = \frac{\text{時間額 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給 (円)}}{\text{1か月の平均所定労働時間 (時間)}} = \frac{\text{時間額 (円)}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{時間}}$
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合 ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

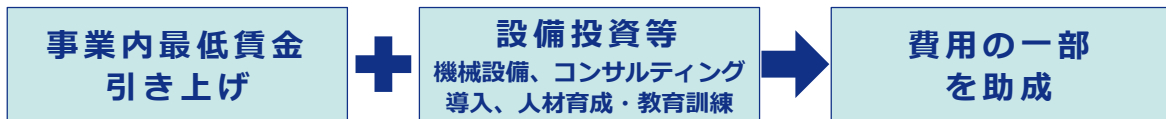
詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

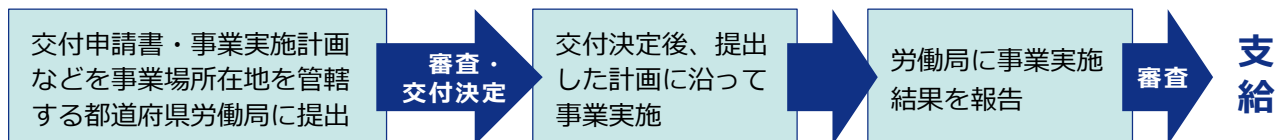
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から〔令和3年12月まで〕 見直し後：令和3年4月から〔 令和4年12月まで 〕 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

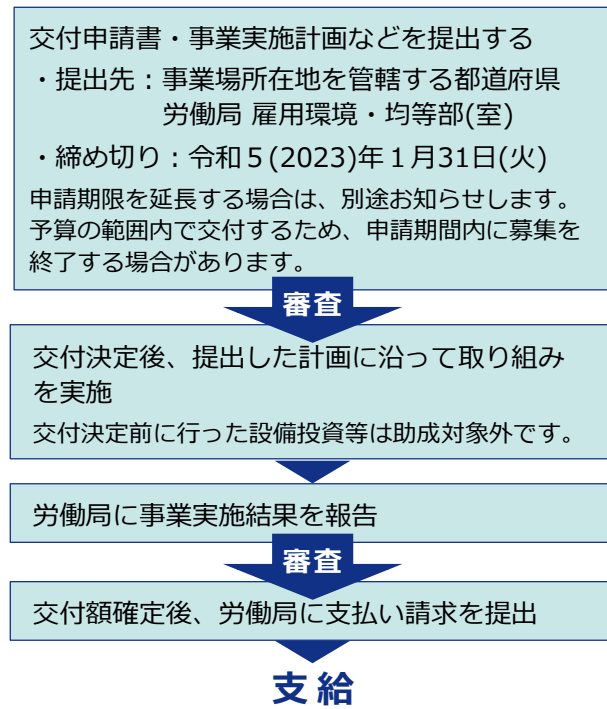
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

愛知労働局（雇用助成室）からの 特別なお知らせ 4選

雇用維持と人材開発など

雇用調整助成金の特例措置を11月末まで延長

令和4年10月～11月の助成内容

- ・助成率の特例は維持。
- ・日額の上限は業況特例・地域特例が、15,000円→12,000円
原則的な措置が、9,000円→8,355円。
- ・生産量要件は業況特例では維持するものの、
原則的な措置は5%以上減→10%以上減の事業所に見直し。
- ・1年以上受給を継続している事業所の場合の対象期間は11月末まで延長。

産業雇用安定助成金が10月より拡充

- ・支給対象期間の延長
1年間（現行）→2年間（拡充後）
- ・支給対象労働者数の上限撤廃
1年度500人（現行）→出向元のみ上限なし
- ・出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）に対して助成

・ **あいち雇用助成室 第三係** 電話：052-219-5518

※上記2つの助成金の内容は、政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要となります。なお、改正の準備が整い次第厚生労働省のホームページに必要な情報が掲載されますので、そちらをご確認ください。

・ **報道発表資料はこちら** →



雇用保険料率変更のご案内

- ・令和4年10月より、雇用保険料率の変更にともない事業主・労働者ともに2/1000の負担増となります。
- ・年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

・ **雇用保険料率はこちら** →



愛知労働局（雇用助成室）からの 特別なお知らせ 4選

雇用維持と人材開発など

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用を

～デジタル分野などの社員教育にご活用ください～

- ① デジタル人材・高度人材の育成
 - ・ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練
 - ・ 情報技術分野認定実習併用職業訓練
- ② 労働者の自発的な能力開発の促進
 - ・ 長期教育訓練休暇等制度
 - ・ 自発的職業能力開発訓練
- ③ 柔軟な訓練形態の助成対象化
 - ・ 定額制訓練（サブスクリプション※）

※1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるサービス

*すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。

令和4年9月の要件緩和あります！

・ 詳細はこちら →

・ あいち雇用助成室 第一係 電話：052-688-5758



特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）

高年齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般または高年齢被保険者）として雇い入れて「成長分野等の業務」※に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

※ デジタル・DX化関係業務及びグリーン・カーボンニュートラル化関係業務

- ・ 助成期間：1年から3年（支給期は半年経過ごとに支給。）
- ・ 支給額：45万円から360万円（対象労働者1人あたり）
- ※中小企業に対する助成額（対象労働者が1週間の所長労働時間が30時間以上の場合）
- ・ 人材育成や定着確保を図るため、「実施計画書」、「実施結果報告書」の提出が必要となります。

・ 詳細はこちら →

・ あいち雇用助成室 第二係 電話：052-219-5519

